

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第368号）

〔 国民健康保険収納事務担当者研修会資料部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和4年12月15日）

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府知事）は、本件審査請求に係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、別表「4 3欄のうち公開すべき部分」に掲げる部分を公開すべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和元年10月15日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

- ・国民健康保険収納事務担当者研修会資料（平成31年2月26日分）
- ・国民健康保険収納事務担当者研修会資料（平成30年2月分）

- 2 同月29日、実施機関は、本件請求に対する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）本件行政文書

平成30年度国民健康保険収納事務担当者研修会 資料1、資料2、資料3

平成29年度国民健康保険収納事務担当者研修会 資料1、資料2、資料3

（2）公開しないことと決定した部分

市町村名、部署課名、担当者名、電話番号、職員の体制（人員）など、市町村の特定が可能となる記述

（3）公開しない理由

条例第8条第1項第4号に該当する。

本件研修会は、各市町村（保険者）の収納事務担当者が、収納率向上等、各保険者における収納事務の円滑化に寄与することを目的として、率直な情報交換等を行うものである。したがって本件資料には、保険者における意思形成過程での記載や担当者個人の意見が含まれ、これらの記載者（保険者）が特定されると、府民に無用の誤解を招き、この結果、自由な意見交換や協議が期待できないことや、担当者研修への不参加等により、今後の担当者研修の開催に支障をきたすおそれがある。

また、具体的な徴収事務、財産調査の範囲、滞納処分等に至る経過や処分の対象者等が明らかになることで、市町村（保険者）の実施する収納事務の執行に影響を及ぼ

すおそれがあるため、市町村（保険者）が特定できる部分を公開しない。

- 3 令和2年1月30日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件決定は、条例第8条第1項第4号（事務執行支障情報）を適用して、本件行政文書の市町村名、部署課名、担当者名、電話番号、職員の体制（人員）など、市町村の特定が可能となる記述を非公開としているが、到底容認できるものではない。個人情報に係る徴収職員氏名を除く全ての部分について、審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

- (1) 2つの非公開理由に妥当性がない。

本件決定は非公開の理由として、①「本件研修会は、各市町村（保険者）の収納事務担当者が、収納率向上等、各保険者における収納事務の円滑化に寄与することを目的として、率直な情報交換等を行うものである。したがって本件資料には、保険者における意思形成過程での記載や担当者個人の意見が含まれ、これらの記載者（保険者）が特定されると、府民に無用の誤解を招き、この結果、自由な意見交換や協議が期待できないことや、担当者研修への不参加等により、今後の担当者研修の開催に支障をきたすおそれがある」、②「また、具体的な徴収事務、財産調査の範囲、滞納処分等に至る経過や処分の対象者等が明らかになることで、市町村（保険者）の実施する収納事務の執行に影響を及ぼすおそれがある…」の2点を挙げているが、その理由に妥当性がないと考える。以下、その2点について検討する。

- (2) 「府民に無用の誤解を招き、この結果、自由な意見交換や協議が期待できないことや、担当者研修への不参加等により、今後の担当者研修の開催に支障をきたすおそれがある」が妥当でない理由

ア まず、「府民に無用の誤解」の具体的内容（何をどのように誤解するのか）、「支障をきたすおそれ」との因果関係が示されておらず、非公開の理由になっていない。

イ 市町村に認められている自力執行権は、徴収職員が自ら質問、検査を行い、納付義務者の同意なく、財産を捜索、差押えすることができるという点で一般人には認められない強大な権限であり、近代法治国家の公権力の作用としても異例に属する（※1）。よって、その暴走を防ぐため国税徴収法（昭和34年法律第147号）や国税通則法（昭和37年法律第66号）（※2）、地方税法（昭和25年法律第226号）等で自力執行権を行使できる範囲（要件や手続きの順番など）について明確に定められており、その内容は万人が知ることができる。市町村の裁量の幅があるものについても、それが法令に基づいた

権限と適切な手続きの範囲を超えることはあり得ず、「保険者における意思形成過程での記載や担当者個人の意見」を非開示にしなければ事務の遂行に支障が出るということは考え難い。

ウ また、本件決定は、「本件研修会は、各市町村（保険者）の収納事務担当者が、収納率向上等、各保険者における収納事務の円滑化に寄与することを目的として、率直な情報交換等を行うものである。」として、本研修会の内容が「率直な情報交換等」だけであるかのような印象を与えている。しかし、令和元年12月26日開催の第7回大阪府国保運営協議会で、「収納率向上の具体的取組は？市町村でも熱心にやるかなど（取組が）異なるのではないか？」との委員の質問に対し、国保課長は「収納率向上の取組に関しては、十分に取り組む必要があるということで、収納担当者研修会を実施している。実務担当者から実務担当者を指導する立場の職に在るものに対して、ノウハウの研修、講演を毎年掲げている。その中で、国の収納アドバイザーなど収納対策に長けた講師を確保し、アドバイス、法定基礎知識を踏まえながら府内全市町村や国保組合で毎年事業発表や、研修を進めている。そういった取組もあり、毎年1%弱収納率を伸ばし、平成29年度は91.46%まで上昇した。」旨回答された（大阪府が実施する収納担当者会議は、本研修会以外に無く、課長の発言は本研修会について触れたものであることは間違い無い）。つまり、課長の発言によれば、本研修会は、収納率向上のためのノウハウの研修や、法定知識の共有、事業発表を中心とした場であることが分かる。ノウハウや法定知識、事業（発表）というものは、既にある知識や事実であり、「意思形成過程」での「担当者個人の意見」とは性格の異なるものである。法的知識や市町村の事業実績は、万人が知り得る、また知る権利を持つものであり、それを非開示にしなければ事務の遂行に支障が出ることなどあるはずがない。

エ 滞納者には、大きく「払えるのに払わない」悪質滞納者と「払いたくても払えない」滞納者がいる。前者には「負担の公平性」の観点から財産の差押えなど厳正に対処すること、後者には憲法25条（生存権）、29条（財産権）などの観点から、納税緩和制度を活用し、必要があれば生活保護制度など他の制度へつなぐことが求められる。徴収職員は、いずれの滞納者なのかを、慎重のうえにも慎重を期して判断し、適切な滞納処分をはかる責務があり、その責務を果たさなければ、国保料の徴収行政、ひいては国保制度への府民の信頼を失うことになる。本研修会の目的は、「各市町村（保険者）の収納事務担当者が、収納率向上等、各保険者における収納事務の円滑化に寄与すること」とされているが、収納率向上や事務の円滑化は徴収職員がその責務を果たす上での方法論に過ぎず、徴収行政で最も優先されるべきは徴収職員がその責務（自力執行権をもつが故の責務）を自覚し、常に自力執行権の行使が法令に基づく適正なものになっているかを疑い、確認することである。その確認作業においては、第三者の関与が欠かせない。強大な権限行使を伴う徴収行政だからこそ、一層その関与に寛容であることが求められる。本件請求は、第三者の関与一府民の検証作業であり、それに耐えられないような研修会であるなら、徴収行政は自力執行権を放棄すべきである。本件決定のように、市町村名と取組状況の両方を非公開とするなど論外であり、法律を逸脱、もしくは逸脱する可能

性がある行為を隠ぺいしているとの誤解を府民に与える可能性すらある。非公開こそが、「府民に無用の誤解」を生み、徴収行政への不信を広げることが自覚すべきである。

(※1) 租税徴収法制度調査会の会長我妻栄東大名誉教授も徴収行政の在り方について強権力の濫用を強く戒めている。「…租税債権については、優先的効力の範囲にも、その用いる強制力の程度にも、徴税当局の設定と裁量に委されている幅が相当に広い。このことは、単に近代私法取引制度に対する例外であるだけでなく、近代法治国家の公権力の作用としても、異例に属する。にもかかわらず調査会がこれを承認したのは、納税者の態度の如何によってはかような制度を必要とする場合があることを認めたからである。いいかえれば、これらの優先的効力の主張も、強制力の実施も、真にやむをえない場合の最後の手段としてはこれを是認せざるを得ないと考えたからである。従ってまた、徴税当局がこれらの制度の運用に当たっては慎重のうえにも慎重を期することが、当然の権利として諒解されているのである。…よく切れる刃を持つ者が必要以上に切らないように自制することは、すこぶる困難である。不必要に切ってみたい誘惑さえ感ずるものである。本書がこれを戒めるために役に立つことを希望してやまない。」（「国税徴収法精解」）

(※2) 国保料の滞納処分は国税徴収法に基づく

根拠：国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第79条の2滞納処分→地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3「地方税の滞納処分の例により処分することができる」→地方税法第331条第6項「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」など

(3) 「具体的な徴収事務、財産調査の範囲、滞納処分等に至る経過や処分の対象者等が明らかになることで、市町村（保険者）の実施する収納事務の執行に影響を及ぼすおそれがある」が妥当でない理由

ア 条例解釈運用基準（平成31年4月）では、第8条第1項第4号における「おそれのあるもの」について、「公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって『事務の目的が達成できなくなり』、又は『事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす』程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られる。」とされ（解説）、「具体的な事実即して客観的に検討した上で、慎重に判断しなければならない」と記されている。また、「おそれ」のある情報の主なものについての類型化では、「正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく助長し、若しくはその発見を著しく困難にするおそれのある情報（運用）」と記されている。

本件決定は「収納事務の執行に影響を及ぼすおそれ」とあるだけで、具体性に欠け、客観性や法的保護の蓋然性についても触れられていない。また、どのような事実の把握を困難にし、違法や不当行為を助長するおそれがあるのか、それが本当に「著しく」困難にする、助長すると言えるのかなどについて全く記されていないのであって、「具体

的な事実に即して客観的に検討した上で、慎重に判断」されたのか甚だ疑問である。

イ 国保料の滞納という事実は隠しようのないものであり、徴収から逃げることは不可能である。また、滞納処分については先にも触れたように、国税徴収法や国税通則法、地方税法等で要件や手続きの順番などについて明確に定められている。例えば、財産調査の範囲についても、法令により当然調査されると推測されるものが列記されているので、公になったとしても、財産状況等の正確な把握が困難になるとは認められない。よって「収納事務の執行に影響を及ぼすおそれ」はない。

(4) 万一、本件決定の非公開理由が妥当だとしても、非公開の範囲が不当である。

万一、非公開理由の2点に妥当性があるとしても、本件決定の非公開範囲は不当である。以下、平成30年度の研修会資料を基に検討する。

資料1では、表紙からp 4までの市町村名、部署課名、担当者名、電話番号、職員の体制(人員)などが非公開とされているが、部署課名、人員体制などが分かったとしても、直ちに市町村を特定することなど困難であり、非公開の根拠はない(「市町村の特定が可能かどうか」という基準でいえば、本資料で公開となっている執行停止件数や不納欠損金の金額等によっても市町村の特定は可能である。この点を情報開示の際に実施機関に質問したが、「『直ちに市町村を特定できるか』に基準を置いた」との説明だった)。

また、たとえ市町村が特定できたとしても、なぜ「今後の担当者研修の開催に支障をきたすおそれがある」のか、「市町村(保険者)の実施する収納事務の執行に影響を及ぼすおそれがある」のかが示されていない。法令に基づいた適切な手続きに則って収納率を向上させている市町村があることがわかれば、徴収行政への府民の信頼は深まり、悪質な滞納者がその行いを改めることも期待できるはずである。

資料2では、人員体制や時間外相談の実施状況まで非公開となっているが、資料1と同様の理由で不当であると考える。資料2の最後に「■■別紙」として2枚の資料があるが(タイトルがなく市町村の事務分掌について書かれた資料、「滞納者納付折衝の留意点について」)、これら資料の非公開部分についても、非公開によっていかなる収納事務に支障をきたすのかが記されていない。

例えば滋賀県野洲市では国保税を含めた債権の管理マニュアル、管理条例、滞納整理事務基準を市のホームページに掲載し(※3)、滞納整理をどのように進めるかを詳細に明らかにしているが、そのことによって問題は生じてはいない。市長が「滞納は市民からのSOS。債権管理の適正化を通じて健全な財政運営及び市民生活の安心を確保する」との立場で、市役所と社会の多様な資源を連携・活用し、市民生活を支えている点は重要である。市民に開かれた債権管理(徴収行政)が進められた結果、市民からの生活相談件数は増え、納付見込のない債権の執行停止、債権放棄が円滑に進み、行政の事務負担の軽減にもつながっている(※4)。野洲市同様に、公開すべきであると考える。

(※3) 「滞納整理事務基準」「野洲市債権管理マニュアル」は添付資料参照(添付省略)。野洲市は国保料ではなく、国保税のため、税のページに掲載。具体的には、野洲市ホームページ⇒納税推進課⇒市税の納付⇒市税の納付のページで確認できる(「市税の納付がない」との箇所)で「滞納整理事務基準」、「債権管理につ

いて」の箇所「野洲市債権管理マニュアル」「債権管理条例」を掲載）。

(※4) 添付の市長の講演レジュメ参照（添付省略）

資料3では、自治体名と市町村の取組や現状の両方が非公開とされているが、両方であればいけない理由がない。具体例を以下に示す。

<具体例1 両方公開が妥当である例>

平成30年の資料でグループワーク第5班の「国民健康保険料での徴収について」では、課題設定市町村名と課題の内容（「現在■■では、国民健康保険■として■■を行っているところですが、今後大阪府下では国民健康保険■に統一され、■■でも来年度より国民健康保険■として■■を行います。」）の両方が非公開となっている。しかし、平成29年12月に策定された「大阪府国民健康保険運営方針」では、保険税ではなく保険料を統一基準とすることが明記されており（p21）、周知の事実である。市町村名と課題の内容の両方を公開しても何ら問題ないと考える。

<具体例2 一方公開でも足りる例>

平成30年の資料でグループワーク第4班の「課題ネット銀行の一括財産調査・差押について」では、「提出課題に対する取組等」で市町村名と銀行名の両方が非公開となっている。しかし、銀行名のみ非公開で市町村名は公開との対応でも、「収納事務の執行に影響」は及ぼさないと考える。

以上はあくまで非公開の範囲が不当であることの例示であり、具体的に触れなかった部分についても非公開範囲に妥当性がないと考える。平成29年度の本研修会資料についても同様である。

(5) さいごに

条例は、前文で「情報の公開は、府民の府政への信頼を確保し、生活の向上をめざす基礎的な条件であり、民主主義の活性化のために不可欠なものである。府が保有する情報は、本来は府民のものであり、これを共有することにより、府民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立てるべきものであって、府は、その諸活動を府民に説明する責務が全うされるようにすることを求められている。このような精神のもとに、府の保有する情報は公開を原則とし、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、行政文書等の公開を求める権利を明らかにし、併せて府が自ら進んで情報の公開を推進することにより、「知る権利」の保障と個人の尊厳の確保に資するとともに、地方自治の健全な発展に寄与するため、この条例を制定する」と述べている。

公開原則、府の責務（説明する責務）、府が自ら進んで情報の公開を推進するという基本姿勢に照らせば、情報の非公開決定にあたっては具体的、客観的に慎重な検討が欠かせず、非公開理由には条例に基づく根拠がなければならない。さらに、府はそれらを開示請求者に丁寧に説明する責務がある。条例に基づき、府が本来の責務を全うされることを期待する。

添付資料（添付省略）

- ・ 滞納整理事務基準
- ・ 野洲市債権管理マニュアル

- ・野洲市債権管理条例
- ・講演資料

2 反論書における主張

(1) 反論の趣旨

本件決定は、条例第8条第1項第4号（事務執行支障情報）を適用して、本件行政文書の市町村名、部署課名、担当者名、電話番号、職員の体制（人員）など、市町村の特定が可能となる記述を非公開とした。本件決定、5月27日付弁明書（以下、弁明書という）で示された部分公開の理由は到底納得できるものではないため、次のとおり反論し、個人情報に係る徴収職員氏名を除く全ての部分について、審査請求に係る処分を取り消す、との決定を求める。

(2) 論点

今回の論点は、本件決定の非公開理由が「条例」「条例解釈運用基準」に照らして妥当であるか、万一、非公開理由が妥当であるとしても非公開箇所が妥当であるかの2点であると考える。以下、2点について検討する。

(3) 論点1：非公開理由が「条例」「条例解釈運用基準」に照らして妥当であるか

ア 非公開理由の確認

本件決定、弁明書は、「市町村名、部署課名、担当者名、電話番号、職員の体制（人員）など、市町村の特定が可能となる記述」を公開しない理由として、以下を挙げている。

<本件決定>

(ア) 本件研修会は、各市町村（保険者）の収納事務担当者が、収納率向上等、各保険者における収納事務の円滑化に寄与することを目的として、率直な情報交換等を行うものである。したがって本件資料には、保険者における意思形成過程での記載や担当者個人の意見が含まれ、これらの記載者（保険者）が特定されると、府民に無用の誤解を招き、この結果、自由な意見交換や協議が期待できないことや、担当者研修への不参加等により、今後の担当者研修の開催に支障をきたすおそれがある。

(イ) 具体的な徴収事務、財産調査の範囲、滞納処分等に至る経過や処分の対象者等が明らかになることで、市町村（保険者）の実施する収納事務の執行に影響を及ぼすおそれがあるため、市町村（保険者）が特定できる部分を公開しない。

<弁明書>

(ウ) 本研修会は、研修会の参加を通じ、国民健康保険料の収納事務に関するノウハウや法務事務知識、事業発表から得た実例情報などを持ち帰り、円滑に収納事務を遂行し、各市町村における収納率等の向上を目指すものであり、市町村（保険者）の収納事務担当者が、グループワークにより率直な意見交換を行うこととしている。従って、本研修会資料には、各保険者の収納マニュアルに記載されているようなノウハウや現状に関する記述だけではなく、各保険者における意思形成

に至るまでの経過のほか、担当者個人が日頃、業務を進めるうえでの課題や、それに対する個人的意見等も含まれている。市町村の収納事務担当者が特定されると、それらの内容は、意思決定途上過程（決定事項までの経過）や担当者個人の意見等であるにもかかわらず、各保険者としての考え方等が示されたものであるとの誤解を府民に与え、混乱を生じさせるおそれがある。その結果、研修会で市町村（保険者）担当者の発言が制約され、自由な情報交換や協議が期待できないことや、担当者の不参加により、情報蓄積の場がなくなることとなり、今後の研修会の開催に支障をきたすおそれがある。

(エ) 本研修会の資料の記載事項である滞納処分の財産調査については、実務により調査した事実であって、全ての調査対象を列記したものではないため、市町村（保険者）及び収納事務担当者が特定されると、滞納処分等に至る経過などが処分の対象者等に明らかになることで、正確な事実の把握、又は財産の発見が著しく困難となる。その結果、今後の財産調査の協力や円滑な収納事務の執行に影響を及ぼすおそれがあり、本件決定は、条例第8条第1項第4号に該当することは明らかである。

イ 条例、条例解釈運用基準のいう「おそれ」とは

「条例解釈運用基準」（平成31年4月）は、条例第8条第1項第4号における「おそれのあるもの」について、「公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって『事務の目的が達成できなくなり』、又は『事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす』程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られる。」とし（解説）、「具体的な事実即して客観的に検討した上で、慎重に判断しなければならない」と記している。また、「おそれ」のある情報の主なものについての類型化では、「正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく助長し、若しくはその発見を著しく困難にするおそれのある情報」（運用）と記している。

弁明書によれば、本件資料の非開示部分は「意思決定途上過程（決定事項までの経過）や担当者個人の意見等」と「滞納処分等に至る経過など」であるが、それぞれについて条例に基づく「おそれ」があるのか検討する。なお、請求人は当初から担当者の氏名など個人情報の公開までは求めていないことを再度確認しておく。

ウ 意思決定途上過程の意見を公開することによる「おそれ」について

本件決定は条例に基づき行われるが、意思決定途上過程の意見を公開することによる「支障」や「おそれ」の判断については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）が参考になる。情報公開法人事院審査基準（以下、「情報公開法審査基準」という。）は、第5条第5号（審議、検討又は協議に関する情報の不開示情報としての要件を定める）の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」について、「開示することにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見交換又は意思決定の中立

性が不当に損なわれるおそれがあるもの」などを挙げ、例外的に不開示とする場合でも、「『支障』の程度が開示の公益性に比して高いものであり、『おそれ』も蓋然性の高いものでなければならない」としている。

よって、本来非公開とされるべきは、公開することで、「外部からの干渉、圧力等により」担当者の「自由かつ率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」場合に限るべきである。例えば担当者の発言について住民から単なる質問や意見が出された場合は「干渉、圧力」とは言えないし、担当者が違法な差押え処分を容認する発言をした場合は、徴収職員として法令に定められた滞納処分の範囲を逸脱する発言を行ったという点で責任を追及されることは当然であり、「不当に損なわれる」とは言えないので、「支障をきたすおそれ」には当たらないと解するべきである。

この点、弁明書は「担当者の発言が制約され、自由な情報交換や協議が期待できないことや、担当者の不参加により、情報蓄積の場がなくなることとなり、今後の研修会の開催に支障をきたすおそれ」を指摘するが、「干渉、圧力により」「不当に損なわれる」と言えるおそれがあるのかなど具体的に記されていない。よって同法に照らしても「おそれ」があるとは言えないと考える。

エ 滞納処分等に至る経過を公表することによる「おそれ」について

本研修会は、収納率向上のためのノウハウの研修や、法定知識の共有、事業発表を中心とした場であるが、ノウハウや法定知識、事業（発表）は、既にある法的知識や市町村の事業実績であり、万人が知り得る、また知る権利を持つものである。よって、それを非開示にしなければ事務の遂行に支障が出ることなどあるはずがない。滞納処分は、国税徴収法や国税通則法、地方税法等で要件や手続きの順番などについて明確に定められており（※5）、例えば、財産調査の範囲についても、法令により定められているので、それが公になったとしても、財産状況等の正確な把握が困難になることなどあり得ない。万一、意思決定途上過程や担当者個人の意見等であったとしても、各種法令で厳格に定められた滞納処分の範囲を超えることはあり得ず、当該市町村が特定されたところで「各保険者としての考え方等が示されたものであるとの誤解を府民に与え、混乱を生じさせ」ない。

この点、弁明書は「支障をきたすおそれがある」「著しく困難となる」などと言うが、本件資料と照らし合わせての具体的、客観的検討は1つも示されず、なぜ「著しい」と言えるのかについての条例に基づく言及もない。よって条例のいう「おそれ」があるとは言えない。

（※5）国保料の滞納処分は国税徴収法に基づく

根拠：国民健康保険法第79条の2滞納処分→地方自治法第231条の3「地方税の滞納処分の例により処分することができる」→地方税法第331条第6項「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」など

オ 具体例

以下平成29年度資料について具体的に「おそれ」や「支障」があると言えるのかについて具体的に検討する。

例1：資料1。ある自治体の収納対策の推移が記されているが、これらが公になったところで、「収納対策強化」としての「財産調査」「納付指導」「差押」などの記載事項は万人が容易に予想しうる極めて一般的な滞納処分の手続きであって「法的保護に値する」とは言えないし、市町村名が特定できたところで「正確な事実の把握、又は財産の発見が著しく困難となる」とは考え難い。よって「収納事務の執行に影響を及ぼすおそれ」はなく、市町村名や国保世帯数、徴収嘱託員数などは全て公開すべきである。

例2：資料3。グループワーク第3班「即効性の高い収納対策について」「滞納処分について」「分納誓約履行中の差押について」「高額療養や、給付費が生じた対象者において、滞納があった場合、どういった納付勧奨を行っているのか」などの記載事項は滞納処分に関わる記述だが、上記で示したとおり、滞納処分は、国税徴収法や国税通則法、地方税法等で要件や手続きの順番などについて明確に定められており、それが公になったとしても「おそれ」や「支障」は生じない。徴収行政が法令に基づき適正に滞納処分を実施していることが確認できるだけである。

例3：資料3。グループワーク第5班「延滞金の免除制度の運用」「減免制度について（広域化に向けての激変緩和について）」「クレジット収納実施の有無及び導入手順等」「資格証明書の運用について」「就労目的等の外国人への納付催告について」などの記載事項も全て単なる制度やシステム、手続き等の事実であり、どのような誤解を与えるのか甚だ疑問である。市町村名が特定できても何ら問題ないはずである。

以上はあくまで「おそれ」や「支障」があるとは言えないことの例示であり、具体的に触れなかった部分についても「おそれ」や「支障」があるとは言えないと考える。平成30年度の本研修会資料についても同様である。

カ 非公開理由が妥当でない理由－「十分」で「慎重」な検討がなされず、府民への「説明」責任も果たしていない

条例は「府が保有する情報は、本来は府民のものであり、…府の保有する情報は公開を原則とし、…、その諸活動を府民に説明する責務が全うされるようにすること」と述べ、情報公開法審査基準でも「開示を不当とする意見が述べられた場合には、これを十分斟酌するなど、慎重な考慮に基づく運用が必要である」としている。情報公開は本来公開が原則であり、非公開とする場合、処分庁は「おそれ」や「支障」について「法的保護に値する蓋然性があるのか」「どのような誤解や混乱が生じるのか」「『干渉、圧力』『不当に』と言えるのか」など客観的、具体的、慎重に検討し、説明する責務がある。「支障」の程度についても、開示の公益性に比して高いものであり、「おそれ」の蓋然性も高いものであることが求められる。請求人は、審査請求書において非公開理由について具体例も示しながら妥当ではない旨説明し、反論があるならば丁寧な説明をすよう求めたが、弁明書においてその説明や具体例の提示はなかった。よって説明の責務を果たさない本件決定は条例、条例解釈運用基準、情報公開法、同解釈基準に照らして不当である。「おそれ」について安易な判断で非公開としているともとれる行為であり、法令を逸脱もしくは逸脱する可能性がある記載事項を隠ぺいしているとの誤解を府民に与える可能性すらある。非公開こそが、「府民に無用の誤解」を生み、徴収行政へ

の不信を広げることを自覚すべきである。

(4) 論点2：万一、非公開理由が妥当であるとしても、非公開部分が妥当であるか

ア 非公開部分が妥当ではない

弁明書では、「意思決定途上過程（決定事項までの経過）や担当者個人の意見等」「滞納処分等に至る経過など」については市町村を特定できると様々な「おそれ」があるため市町村名を特定できる箇所を非公開とした旨述べられている。つまり、本研修会では、「意思決定途上過程（決定事項までの経過）や担当者個人の意見等」「滞納処分等に至る経過など」だけでなく「国民健康保険料の収納事務に関するノウハウや法務事務知識、事業発表から得た実例情報など」単なる知識や事実についても交流をしているが、非公開部分は意思決定途上過程の意見や滞納処分に至る経緯に係る箇所で市町村が特定できる記述のみでなければならない。しかし、本件決定は意思決定途上過程の意見や滞納処分に至る経緯に関わる市町村名を特定できる記述だけでなく、本件資料の全ての市町村名を特定できる記述を非公開としており著しく不当である。また、市町村名を到底特定できない箇所まで非公開としており、容認できるものではない。

また、情報公開法審査基準は、第5条第5号（審議、検討又は協議に関する情報の不開示情報としての要件を定める）について、開示請求の対象となる行政文書は「行政機関等として最終的な意思決定前の事項に関する情報も含まれるが、意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、政府がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは適当ではない。…行政機関の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合に限り、これらの情報を不開示情報としたものである」（趣旨）と説明している。さらに「審議、検討又は協議に関する情報については、意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号に該当することは少ないと考えられる…」と述べている。つまり同審査基準では「意思決定前の事項に関する情報」についても全て不開示とすることを戒め、決定後は非公開理由にほぼ該当しない旨述べているが、この点に対しても本件決定は検討の形跡が見られない。よって、妥当でないと考える。

イ 具体例

以下平成30年度資料について一例を検討する。

例1：資料3。グループワーク第5班の「国民健康保険料での徴収について」では、課題設定市町村名と課題の内容（「現在■■では、国民健康保険■として■■を行っているところですが、今後大阪府下では国民健康保険■に統一され、■■でも来年度より国民健康保険■として■■を行います。」）の両方が非公開となっている。しかし、平成29年12月に策定された「大阪府国民健康保険運営方針」（大阪府ホームページで閲覧可能）では、保険税ではなく保険料を統一基準とすることが明記されており（p21）、周知の事実である。「意思決定途上過程（決定事項までの経過）や担当者個人の意見等」「滞納処分等に至る経過など」には当てはまらないため、市町村名が明らかになっても何ら問題ない。

例2：資料3。銀行名や納付義務者の口座振替の比率（いずれもグループワーク第4

班)、給与差押件数(グループワーク第5班)が非公開とされているが、一府民がこれら情報により市町村を特定できるとは到底考えられず、銀行名や口座振替の比率は「意思決定途上過程(決定事項までの経過)や担当者個人の意見等」「滞納処分等に至る経過など」にも当てはまらない、漫然たる事実である。市町村名と併せて公開とすべきである。

(5) さいごに

弁明書では、一部の悪質滞納者を全体のようにみなし、財産の隠ぺいを防ぐために情報を非公開にすべきという処分庁の姿勢が透けて見えるが、その「おそれ」について具体的、客観的検討はなされず、説明責任すら果たしていない。そもそも国民健康保険は、他の医療保険と比べても被保険者に高齢者(加入者の約40%が65~74歳)、低所得(加入者の4分の1が「所得なし」)が多いのに、保険料は最も高く、協会けんぽの約2倍にもなるという「構造的問題」を抱えている。前年の収入や所得がゼロの人にも国保料が賦課されるなど負担能力を無視した仕組みとなっているため、国保料が払えない世帯は20%にもものぼる(平成28年度)。さらに、平成30年度より国の「都道府県化」、大阪府の「府内統一化」が始まり、収納率が高い自治体に報酬金を出す仕組みが導入されたことで、市町村による強権的差押えが増加し、追い打ちをかけている。本来、国や行政はこのような国保の「構造的問題」の解決に尽力すると同時に、「構造的問題」によって「払いたくても払えない」状況に陥っている生活困窮者を生活保護制度や納税緩和制度へつなぐことが求められる。しかし、実際は「生活実態などおかまいなしに納付を迫る」ケースも少なくなく、違法な差押えが横行している。

そのような中、令和元年9月26日に大阪高裁で、草津税務署が行った預金口座全額差押え処分について違法とする判決(確定)が出された。これを受け国税庁は令和2年1月31日に「預金口座への入金差押禁止債権等の振込みのみである場合、実質的に差押禁止債権等を差し押さえるものと同視され得る場合には、差押可能部分以外の部分(本人10万円+4.5万円×家族数)については差押えを行わない」旨の通達(以下、国税庁通達という)を発出した。「現金給付の給与なら全額差押えは法律で禁止されているのに、預金に振り込まれた給与なら全額差押えが可能となるのかおかしい」「憲法25条が保障する生存権はどこにいったのか」と20年にわたり声を上げ続けてきた国民運動が、実質的に滞納処分方針を転換させたと言える。

給与口座の差押え問題については本研修会で(平成30年度)も「差押禁止債権を原資とする預貯金の差押えへの対応」(第1班)、「給与口座の差押について」(第2班)などと交流されているが、その内容は「振込み日の翌日以降であれば全額差押対象」「入金が給与のみの口座の差押えについて、預貯金債権であるため、法的に考慮する必要はありませんが…」など大阪高裁判決に反する自治体の違法な差押え方の実態を曝け出すものであった。しかし、今後はいくら個人の意見、意思決定途上の見解であっても、このような発言が許されないし、大阪府としても大阪高裁判決の趣旨や国税庁通達の内容を徹底する責任を負う。

徴収行政は、「自力執行権」という一般では認められない強大な権限を持っている。民

事執行法における「強制執行」は、裁判所に質問検査権はなく、債権者から示された「債務者の財産」を裁判所が判断して執行するという点である程度限定されたものであるが、行政による執行は自力執行権に加えて質問検査権を有しており、自ら住民の財産を調査し、発見した財産を自らの裁量権で執行するという、無限に近い財産の選択と執行権を有している。そのような強大な権限をもつからこそ、徴収行政は上記のような暴走（住民の基本的な人権、生存権、財産権の侵害）の危険性を自覚し、暴走を回避するために、常に自らの自力執行権の行使が法令に基づき適正かつ慎重な手続に基づくものになっているかを疑い、確認する必要がある。その確認作業においては、住民の関与が欠かせない。本件請求は、第三者の関与—府民の検証作業であり、それに耐えられないような研修会であるなら、徴収行政は自力執行権を放棄すべきである。情報開示により、行政が法令に則って慎重に滞納処分実施していることが分かれば、徴収行政の信頼回復にもつながるはずである。条例に基づき、処分庁が本来の責務を全うされることを期待する。

添付資料（添付省略）

- ・大阪高裁判決の要旨（大阪社会保障推進協議会・滞納処分対策委員会作成）
- ・国税庁通達「差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて（指示）」
- ・「人事院 情報公開法に基づく処分に係る審査基準について」

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

- (1) 条例第8条第1項第4号では、「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」については当該行政文書を公開しないことができると定められている。

また、条例第10条第1項では、「実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、行政文書に次に掲げる情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該行政文書を公開しなければならない。」とあり、同条第1号では、「第8条第1項各号のいずれかに該当する情報で、同項の規定によりその記録されている行政文書を公開しないこととされるもの」とし、部分公開することが定められている。

本件請求により公開を求められたのは、平成30年度国民健康保険収納事務担当者研修会及び平成29年度国民健康保険収納事務担当者研修会で使用した資料である。本研修会は、研修会の参加を通じ、国民健康保険料等の収納事務に関するノウハウや法務事務知識、事

業発表から得た実例情報などを持ち帰り、円滑に収納事務を遂行し、各市町村における収納率等の向上を目指すものであり、市町村（保険者）の収納事務担当者が、グループワークにより率直な意見交換を行うこととしている。従って、本研修会資料には、各保険者の収納マニュアルに記載されているようなノウハウや現状に関する記述だけではなく、各保険者における意思形成に至るまでの経過のほか、担当者個人が日頃、業務を進めるうえでの課題や、それに対する個人的意見等も含まれている。市町村の収納事務担当者が特定されると、それらの内容は、意思決定途上過程（決定事項までの経過）や担当者個人の意見等であるにもかかわらず、各保険者としての考え方等が示されたものであるとの誤解を府民に与え、混乱を生じさせるおそれがある。その結果、研修会で市町村（保険者）担当者の発言が制約され、自由な情報交換や協議が期待できないことや、担当者の不参加により、情報蓄積の場がなくなることとなり、今後の研修会の開催に支障をきたすおそれがある。

また、本研修会の資料の記載事項である滞納処分の財産調査については、実務により調査した事実であって、全ての調査対象を列記したものではないため、市町村（保険者）及び収納事務担当者が特定されると、滞納処分等に至る経過などが処分の対象者等に明らかになることで、正確な事実の把握、又は財産の発見が著しく困難となる。その結果、今後の財産調査の協力や円滑な収納事務の執行に影響を及ぼすおそれがあり、本件決定は、条例第8条第1項第4号に該当することは明らかである。

本請求で審査請求人が「非公開の範囲が不当である」としていることについて、本件決定に対して、「部署課名、人員体制などが分かったとしても、直ちに市町村を特定することなど困難であり、非公開の根拠はない」という点については、部署課名等が極めて、特徴的な場合については、直ちに市町村が特定される。また、直ちに特定されないとしても、市町村ごとに、債権回収の担当課、係名が相違しており、かつ人員体制等、市町村から公開されている他の資料と照合することにより、必ずしも市町村名が特定されないとは言いつつ、条例第8条第1項第4号及び第10条により部分公開とした本件決定に不当な点はない。

- (2) 以上のとおり、本件の部分公開とした決定については、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものであることから、審査請求人が開示すべきとする部分を公開しなかったことは妥当である。

3 実施機関説明における主張

本件行政文書には、決定事項までの経過途中である意思決定上の過程の収納事務担当者の個人的な意見や疑問などが含まれており、それが市町村の考え方として捉えられることで誤解を招き、府民に混乱や苦情を招くおそれがあるため、市町村名が公になると、今後の研修会において、市町村の発言が慎重になり、発言を控えるなどのおそれがある。

また、収納事務の手法・手順等の具体的な内容、例えば、滞納後、督促を行うまでの期間や、その後の財産調査を行うにあたっての条件等、実務における具体的な内容についても情報交換を行うなど収納事務におけるよりよい手法を検討しており、市町村名が公になると、それぞれの市町村の手法等の違いのみが比較され、収納事務における市町村の裁量による交

渉等に支障が生じることを懸念し、市町村が、今後実務上の詳細な情報提供を控えるおそれもある。

上記のとおり、市町村において、本来の貴重な事例の情報蓄積の場である本研修会での自由な意見・情報交換等ができなくなり、ひいては担当者の参加の見合わせにつながる可能性もあることから、研修会への参加を通じて、各市町村における収納率等の向上を目指すという本研修の趣旨を阻害するおそれがある。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、平成30年度及び平成29年度の国民健康保険収納事務担当者研修会の資料で、両年度とも資料1、2及び3の3種類の文書で構成されている。このうち、資料1は特定の市町村による講演に使用された文書で、講演を行った市町村における収納率向上に係る取組内容が記載されている。資料2及び資料3は全市町村を班分けして行われたグループワークに使用された文書で、資料2には収納対策取組状況に係る内容が記載されており、資料3には特定の市町村から提出された課題に対するそれぞれの市町村の取組内容や考え方等が記載されている。

3 本件審査請求の対象について

本件決定において、実施機関は市町村の特定が可能となる記述として、市町村名、部署名、担当者名など別表「2 本件行政文書に記載されている情報のうち、公開しないことと決定した部分」欄の情報を非公開としている。

審査請求人は、第三「審査請求の趣旨」において、個人情報に係る徴収職員氏名を除く

全ての部分について、本件決定の取消しを求めていることから、本件審査請求の対象情報（以下「本件係争情報」という。）は、実施機関が非公開とした部分のうち、担当者名を除いた全ての情報であり、別表「3 本件係争情報」欄のとおりである。

4 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

本件係争情報について、審査請求人は、市町村における意思形成過程での記載や担当者個人の意見を非公開にしなければ事務の遂行に支障が出るということは考えがたい等、条例第8条第1項第4号の規定に該当しないと主張するため、以下、本件係争情報における条例第8条第1項第4号該当性について検討する。

(1) 条例第8条第1項第4号について

府の機関又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。

また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。このような支障を防止するため、これらの情報については、公開しないことができる。

同号は、

ア 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに該当する情報については、公開しないことができる旨を定めている。

本号の「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務」の部分は、府の機関又は国等の機関が行う代表的な事務を例示したものである。

さらに、本号における「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られる。

(2) 条例第8条第1項第4号該当性について

本件係争情報は、大別すると、実施機関が非公開とした「市町村名」、「市町村の特定につながる情報」及び「財産調査の範囲等に関する情報」であり、以下、検討する。

ア 「市町村名」（別表「3 本件係争情報」の右欄に「ア」と記載したもの。以下「本件係争情報ア」という。）について

(ア) 本件行政文書は、各市町村が参加する国民健康保険収納事務担当者研修会で使用した資料であり、本件係争情報アは、各市町村の国民健康保険収納事務に関する情報であるから、(1)アの要件に該当する。

(イ) 次に、本件係争情報アが(1)イの要件に該当するかを検討する。

実施機関は、本件係争情報アが公になり、国民健康保険収納事務担当者研修会での市町村名が特定されると、担当者の発言が制約され、自由な情報交換や協議が期待できないことや、担当者の不参加により、情報の蓄積の場がなくなることとなり、今後の研修会の開催に支障をきたすおそれがあると主張する。

これに対し、審査請求人は、本研修会は収納率向上のためのノウハウや法的知識の共有等を中心とし、「意思形成過程」での「担当者個人の意見」とは性格が異なるものであり、法的知識等は、非公開にしなければ事務の遂行に支障がでるということはあるはずがないと主張する。

しかし、本件決定においては、市町村名は特定できないものの、府内各市町村での収納事務に係る具体的な取組や意見交換の内容が公開されている。

これに加えて、本件係争情報アを公にすると、市町村として意思決定していない職員の個人的な意見や収納事務の手法・手順等の具体的な内容が個々の市町村名と結びつけられることにより、特定の市町村において意思決定された意見や当該市町村の収納事務に関する情報として明らかになることになる。

そうすると、本研修会において、個人としての意見や積極的な提案、実務上の詳細な情報提供等を控えるおそれが想定される。

その場合、今後、自由な意見・情報交換等ができなくなり、ひいては市町村が研修の参加を見合わせるなど、各市町村の自由な意見・情報交換、研鑽により収納率を向上させるという本研修会の実施趣旨を阻害するおそれがあり(1)イの要件に該当する。

(ウ) よって、本件係争情報アは、条例第8条第1項第4号に該当する。

イ 「市町村の特定につながる情報」(別表「3 本件係争情報」の右欄に「イ」と記載したもの。以下「本件係争情報イ」という。)について

(ア) 本件係争情報イは、各市町村の国民健康保険収納事務に関する情報であり、これらの情報は、ア(ア)と同様に、(1)アの要件に該当する。

(イ) 次に、本件係争情報イが(1)イの要件に該当するかを検討する。

実施機関は、本件係争情報アだけでなく、公にすると市町村の特定が可能となるとして、市町村の部署課名、職員数、国民健康保険加入世帯数、国民健康保険被保険者数、電話番号、市町村の種別がわかる情報、特徴的な職員の情報及び国民健康保険料について、市町村が保険料方式か保険税方式のいずれを実施しているかがわかる情報である本件係争情報イについても、非公開としている。

a 本件係争情報イのうち、市町村の部署課名、職員数、国民健康保険加入世帯数、国民健康保険被保険者数、電話番号、特徴的な職員の情報及び国民健康保険料について市町村が保険料方式か保険税方式のいずれを実施しているかが

わかる情報については、市町村のホームページ等で公表されており、仮に市町村に問い合わせ等を行えば、容易に知ることが可能である。

そのため、本件係争情報イを公開すると、本件行政文書の内容と既に公表されている情報と突合することにより、結果的に上記アで非公開妥当とした本件係争情報アが容易に推認されることとなるため、上記アと同様の理由により、

(1) イの要件に該当する。

- b これに対し、本件係争情報イのうち、当該団体が「市」「町」「村」のいずれであるかという市町村の種別がわかる情報について、確かに大阪府内の町村数は9町1村であり、当該団体が「町」や「村」であることがわかると、既に公表されている情報と突合することで、本件係争情報アが容易に推認されるおそれがある。

しかし、「市」については、大阪府内の市の数は33市であることから、当該団体が「市」であることが公になったとしても、既に公開されている情報と突合することで、本件係争情報アが容易に推認されるとまではいえない。

したがって、本件係争情報イの市町村の種別がわかる情報のうち、当該団体が「市」であることがわかる情報については、(1) イの要件に該当しない。

- c また、本件係争情報イのうち、国民健康保険料について市町村が保険料方式か保険税方式のいずれを実施しているかがわかる情報として非公開としている情報の一部に、国民健康保険料制度そのものに関する情報が含まれている。

これについては、特定の市町村に紐づく情報ではなく、あくまで一般的な制度に係る情報であって、公開しても本件係争情報アが容易に推認される情報には該当しないことから、(1) イの要件に該当しない。

- (ウ) よって、本件係争情報イのうち、(イ) aについては、条例第8条第1項第4号に該当するといえることができるが、(イ) b及びcについては、条例第8条第1項第4号に該当するとはいえない。

- ウ 「滞納処分の財産調査に関する情報」(別表「3 本件係争情報」の右欄に「ウ」と記載したもの。以下「本件係争情報ウ」という。)について

- (ア) 本件係争情報ウは、財産調査時に照会する金融機関名、生命保険会社名、携帯電話会社等といった各市町村の国民健康保険料収納事務処理に関する情報であり、これらの情報は、ア(ア)と同様に、(1) アの要件に該当する。

- (イ) 次に、本件係争情報ウが(1) イの要件に該当するかを検討する。

審査請求人は、財産調査の範囲についても、法令により定められているので、公になったとしても財産状況等の正確な把握が困難になることなどあり得ないと主張する。

しかし、本件係争情報ウには、国民健康保険収納事務における財産調査において実際に照会する対象の範囲等、市町村の裁量により、法令により定められていることよりも詳しく実務でどのようなことが行われているかが記されている。

これが明らかになると、滞納者が財産の移動や処分等を行い、差押え等を回避

することが容易となる相当の蓋然性が認められると考えられる。

以上のことから、今後同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められ、(1)イの要件に該当する。

(ウ) よって、本件係争情報ウは、条例第8条第1項第4号に該当する。

(3) 以上により、別表「3 本件係争情報」のうち、別表「4 3欄のうち公開すべき部分」に掲げる項目を公開すべきと判断する。

5 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

荒木 修、島尾 恵理、小谷 真理、福島 力洋、丸山 敦裕